

格付基準表

ランク	土木一式工事	ランク	舗装工事
A	1. 総評定点 850点以上 2. 資本金 2,000万円以上 3. 技術員数 5名以上 (内1級技術者3名以上) 4. 許可種別 特定建設業 5. 昇級条件 直前2年間B	A	1. 総評定点 800点以上 2. 資本金 2,000万円以上 3. 技術員数 3名以上 (内1級技術者3名以上) 4. 許可種別 特定建設業
	1. 総評定点 600～849点 2. 技術員数 3名以上 (内2級以上の技術者1名以上) 3. 昇級条件 直前2年間C		1. 総評定点 650～799点
	1. 総評定点 599点以下		1. 総評定点 649点以下

(土木工事)

- 格付に用いる総合評定値通知書は、有効期間内のもので、格付を行う日において確認できる最新のものを採用する。また、格付基準である「総合評定値(P点)」「資本金」「技術職員数」「許可種別」は、この通知書により判断する。
- 前回格付より等級が2等級以上昇級する者は、1等級の昇級に留めるものとし、2等級以上降級する者は1等級の降級に留めるものとする。
- 昇級条件は下位等級での直前2年間以上の登録実績を有することとする。ただし、前回格付から降級していたものについては、直前2年間以上の登録実績を必要としない。
- 町内新規登録業者は、格付を行わない。(町内新規登録業者とは、①初めて登録する者 ②登録が途切れており再登録する者 ③町外業者としての登録があり、新たに町内に営業所等を設置して町内登録する者を言う。)
ただし、町内業者であって、既に土木一式工事の格付が行われており、参加希望業種に舗装工事を新たに追加する者は直接その等級に格付される。
- 町内新規登録の時期は、定期受付、または中間受付の時期に限定する。(年度途中での変更による場合、町内営業所開設による所在地の変更は受付するが、町内新規登録業者として取り扱うのは、翌年度からとする。)
- 格付は町内業者に対して行い、毎年見直すこととする。

(舗装工事)

- 格付に用いる総合評定値通知書は、有効期間内のもので、格付を行う日において確認できる最新のものを採用する。また、格付基準である「総合評定値(P点)」「資本金」「技術職員数」「許可種別」は、この通知書により判断する。
- 舗装工事の格付は、土木工事の格付を受けているものを対象に行うものとする。
- 舗装工事の新規登録受付及び新規格付は随時行うものとする。
- 格付は町内業者に対して行い、毎年見直すこととする。